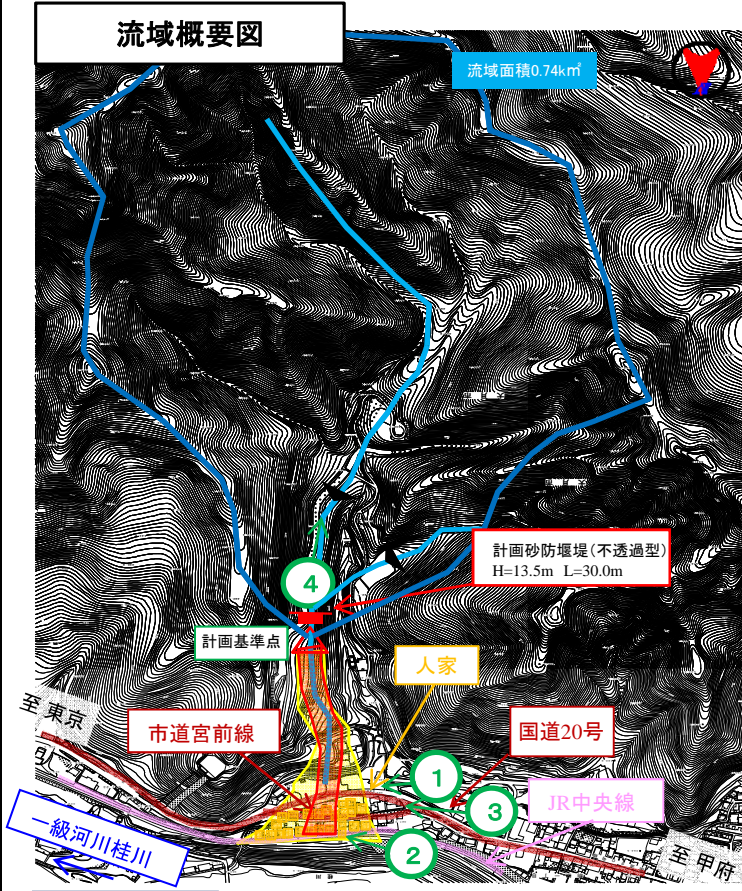


1. 事業評価説明シート

事業名	砂防事業〔通常砂防事業(国補)〕	事業箇所	大月市駒橋	地区名	テントウ沢(てんとうさわ)	事業主体	山梨県
<p>(1) 事業概要</p> <p>①課題・背景 テントウ沢は大月市駒橋地内に位置する流域面積0.74km²の土石流危険渓流である。近年の降雨などにより溪岸浸食が進み、溪床には不安定土砂が多く堆積している。既設砂防施設のみでは整備率は18%と低く今後の豪雨により土石流被害の発生のおそれがある。 保全対象には人家以外にも重要交通網である国道20号やJR中央線も含まれており、大月市街地に近接する渓流であるため土石流発生時には地域経済に大打撃が生じることが想定されることから優先度は高いといえる。従って、土石流を抑止する砂防堰堤を早急に設置し、土砂災害を未然に防止する必要がある。(整備率18.6→100%)</p> <p>②整備目標・効果 <input type="checkbox"/> 主要目標 土石流被害の防止 ・過去の被害実績、緊急度、災害発生の危険度：13点≥10点以上※ ・被害軽減額：2,631百万円≥340百万円以上※ ※評価基準値 ・保全対象(人家24戸、重要公共施設：国道20号 L=159m JR中央線 L=246m 市道 L=193m)</p> <p><input type="checkbox"/> 副次目標 —</p> <p><input type="checkbox"/> 副次効果 ○被災時の被害波及の防止 国道20号(第一次緊急輸送路)、JR中央線の保全</p>				<p>(3) 事業の妥当性評価 妥当・妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 砂防法第5条に基づいており、行政が行うことが妥当。</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 砂防法第6条に基づいており、砂防管理者の県が行うことが妥当。</p> <p>③経済妥当性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 費用便益費 便益(B)/費用(C)=10.9>1.0 ・便益(B)=1,486百万円、・費用(C)=136百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 流域の規模、地形、地質等から判断して最も効果的である。</p> <p>⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 土石流対策として、砂防堰堤の設置が最も効果的である。</p> <p>⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 掘削法面等に緑化等を行い環境負荷に配慮する。</p> <p>⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 地元の要望に基づいており、地域の同意は得られている。</p> <p>総合評価 [貢献度ランク：a] <input type="radio"/> <input type="checkbox"/></p>			
<p>(2) 整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 砂防堰堤(不透過型)1基 H=13.5m L=30.0m</p> <p>②整備期間 平成26年度～平成30年度</p> <p>③総事業費 約150百万円(国費75百万円(5/10)県費75百万円(5/10))</p> <p>④全体計画 (年度別整備内容) (事業費) 平成26年度 地形測量、地質調査、詳細設計 10百万円 平成27年度 用地測量、用地取得・補償、砂防堰堤工事 20百万円 平成28年度 砂防堰堤工事 40百万円 平成29年度 砂防堰堤工事 40百万円 平成30年度 砂防堰堤工事 40百万円</p> <p>⑤既整備内容・期間・事業費 ・なし</p>				<p>【事業位置図等】</p>			

2. 添付資料シート

流域概要図



保全対象全域



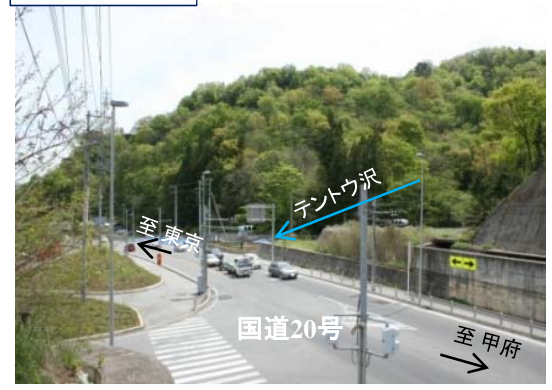
< 凡 例 >

- 流域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 写真撮影箇所
- 砂防堰堤(計画)
- ▼ 治山堰堤
- 保全対象人家
- 保全対象道路
- JR中央線

④ 荒廃状況



① 保全対象
(国道20号)



② 保全対象
(JR中央線)



③ 保全対象
(市道宮前線)

